

第6回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

日時：平成15年3月28日（金）午後1時30分

場所：東予市総合福祉センター 2階会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）報告事項

報告第25号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について

報告第26号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会報告について

報告第27号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について

（2）議決事項

議案第8号 平成14年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出補正予算（第2号）について

議案第9号 平成15年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画について

議案第10号 平成15年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出予算について

（3）継続協議事項

協議第11号 使用料・手数料等の取扱い（その1）について

協議第12号 地域審議会の取扱いについて

協議第 13 号 新市将来構想について

(4) 新規協議事項

協議第 14 号 財産の取扱いについて

協議第 15 号 地方税の取扱い（その 2）について

協議第 16 号 一部事務組合等の取扱い（その 1）について

協議第 17 号 使用料・手数料等の取扱い（その 2）について

協議第 18 号 各種事務事業（電算システム関係）の取扱いについて

4 その他

(1) 第 7 回会議の開催日時について

5 閉会

○出席委員

伊藤 宏太郎	青野 勝	渡部 高尚	塩出 皓治
石川 昭司	近藤 経美	北野 英昭	戸田 健一
青木 五十司	荃田 元近	岡田 初	真鍋 行義
井上 豊實	越智 宏司	徳永 英光	佐伯 出
塩崎 武司	久門 渡	渡邊 良一	山内 サダ子
服部 和子	越智 哲雄	今井 正次	青野 久美
玉井 泰三	有馬 馨		

○欠席委員

渡部 綏彦	森川 義彦	瀬川 政子
-------	-------	-------

○欠席顧問

玉井 実雄	藤田 実男	渡部 浩	明比 昭治
-------	-------	------	-------

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	それではお待たせをいたしました。 ただいまから西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の第6回会議を開会いたします。 開会に当たりまして、合併協議会の会長からごあいさつを申し上げます。
伊藤会長	皆さん、こんにちは。 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席賜りました。まことにありがとうございます。また、公務のため、本日は出席をされておりませんが、西条地方局の渡部局長さんには、この3月末をもちましてご退職とのことでございます。渡部局長さんには、当協議会発足の日から委員としてご就任をいただきまして、いろいろとご支援をいただきました。そしてまたご指導を賜りました。この場をお借りいたしまして御礼申し上げたいと存じます。 さて、当協議会も協議内容がだんだん各論へと入ってまいりまして、住民サービスや負担の問題、新市の将来構想など、協議項目が住民生活にかかわる重要項目の協議となってまいりました。非常に膨大な資料に基づきまして協議をしていくわけでございまして、その内容も各市町によりいろいろと事情があり、違ってまいりますことから、その調整をするのも大変であると思います。しかしながら、協議には、合併協議のスケジュールもございまして、時間の制約もされておるのが現状でありまして、貴重な審議はもちろん必要でございますが、新しいまちづくりを目指して設置した当合併協議会でございます。この趣旨もご理解いただき、大局的な立場にも立たれ

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	てのご協議もぜひお願いいたしたく存じまして、委員の皆様にはよろしくお願い申し上げる次第であります。 本日でございます。報告案件 3 件、議案案件 3 件、協議案件 8 件の計 14 件の議題を予定しております。時間も少々長くなると思っておりますが、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただくとともに、円滑な会議の運営にもぜひともご協力をお願いいたしまして、本日のごあいさつといたします。 よろしくお願いいたします。
真鍋局長	ありがとうございました。 それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、会議の議長は、合併協議会規約第 10 条第 2 項の規定によりまして会長が務めることとなっておりますので、議長を会長にお願いいたしたいと思っております。 なお、ご発言の際には、挙手をいただければ、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願い申し上げます。 また、本日の委員参加数は、委員 29 名中 26 名でございますので、本日の会議は成立しておりますことを、まずご報告申し上げます。 また、報道関係者から撮影の申請がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。 それでは、会長、議長をよろしくお願いいたします
伊藤議長	それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	よろしくお願いします。 それでは、早速、会議次第の３、議事に入らせていただきます。 報告第２５号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について」を議題といたします。 小委員会の委員長より報告を求めます。
井上委員長	議長。
伊藤議長	井上委員長。
井上委員長	新市名候補選定小委員会委員長の井上でございます。 第５回新市名候補選定小委員会についてご報告を申し上げます。 第６回会議資料の３ページをお願いいたします。 第５回小委員会は、３月１５日午後１時３０分から西条市役所で開催されました。 まず、継続審議事項①「新市の名称募集要項について」を議題といたしました。初めに、事務局から資料の内容につきまして、再度の説明がされました。また、前回の小委員会の際、委員から指摘のあった応募に係る記載内容について、事務局において検討し、一部修正した案も提案され、あわせて審議をいたしました。修正箇所は、４ページの（８）のその他のところで、アンダーラインで明示をしているところであります。 委員からは、「応募記載内容の未記入の取扱いについては、２市２町の住民が参加することに意義があるので、一部修正案の募集要項がよい。」、また、「子供の応募がしやすくなるため、小中高校

発言者	議題・発言内容
井上委員長	に依頼して、応募専用用紙を配布すべきである。」などの意見も出され、事務局から「そのような方向で取り組んでいきたい」との答弁がございました。 以上の意見が出され、審議を尽くした結果、一部修正案の募集要項で、今後進めていくことで全員異議なく一致いたしました。 資料の５ページをご覧ください。 次に、継続審議事項②「新市の名称候補選定基準について」を議題といたしました。 この選定基準案につきましては、事務局より再度説明を受けた後、審議をいたしました。 委員から、「選定基準は、もっと幅広く設定すべきではないか。」また、他の委員から「今後のことであるが、新市名候補の応募数は発表する必要がある。」、「新市名候補を審議、決定していく上で、住民に説明のできる資料が必要である。」などの意見がありました。これにつきましては、今後小委員会で検討することといたしました。 以上の意見があり、審議を尽くした結果、原案どおりの選定基準で今後進めていくことで全員異議なく一致をいたしました。 最後に、次回第６回小委員会の開催日程であります、６月７日土曜日午前９時３０分から小松町役場 別館２階ホールで開催することで委員の了承がなされました。 以上で、第５回新市名候補選定小委員会の報告を終わります。
伊藤議長	はい、ありがとうございました。 ただいま井上委員長からありました報告第２５号につきましてご質問、ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	いかがでございますか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	発言はないようであります。 したがいまして、本件、ご了承をお願いしたいと存じます。 次に、報告第26号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併会新市の事務所の位置検討小委員会報告について」を議題とします。 小委員会の委員長より報告を求めます。
岡田委員長	議長。
伊藤議長	岡田委員長。
岡田委員長	新市の事務所の位置検討小委員会委員長の岡田でございます。 それでは、第4回の新市の事務所の位置検討小委員会のご報告をいたします。 会議資料7ページをお開きください。 第4回小委員会は、3月15日午後3時30分から西条市役所5階大会議室で開催され、第3回小委員会に提案され、継続審議となっておりました「事務所の事務方式」につきまして、審議を行いました。 委員から出された意見は資料に記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。ほとんどの委員の意見は、「合併の一体化や行財政の効率化を図り、合併のメリットを最大限に活か

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	特段ないようであります。本件、ご了承をお願いしたいと存じます。 次に、報告第２７号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市建設計画策定小委員会報告について」を議題とします。 小委員会の委員長より報告を求めます。
茎田委員長	議長。
伊藤議長	茎田委員長。
茎田委員長	それでは、第８回新市建設計画策定小委員会の報告をいたします。 会議資料の１０ページをお開きください。 第８回小委員会は、３月１４日（金）午後５時３０分から、東予市総合福祉センターで開催をいたしました。 まず、審議事項①として、平成１５年度事業計画について、新市建設計画の策定、住民の皆さんへの周知・啓発、住民意向の計画への反映、新市建設計画の合併協議会への報告の流れで事業を進めていくことについて、事務局から説明がありました。 委員から、「住民の皆さんへの周知・啓発について、新市将来構想の財政フレームで合併による削減効果が１３６億円とあるが、この額は一定の条件設定のもとで試算したものであり、この額だけを将来構想のダイジェスト版に載せると、数字がひとり歩きして誤解を招く恐れがある。ダイジェスト版を合併の適否を判断材料にするのなら、こういう条件の場合はこのようになるというように、何パターンかを皆さんに提示すべきではないか。」との意見がありまし

発言者	議題・発言内容
荃田委員長	た。事務局より、「ダイジェスト版については、次回の小委員会で審議をお願いしますので、住民の皆さんが誤解をするようなことのないよう、小委員会でも十分検討をお願いしたい。」との答弁があり、平成15年度事業計画については、原案のとおり承認されました。 次に、審議事項②について、新市建設計画策定の進め方について、新市建設計画の位置づけや内容、さらには、新市建設計画策定の基本方針、計画の構成、計画策定の流れなどについて、事務局より説明がありました。 委員から、「住民説明会での住民の意見を集約し、この小委員会で検討した結果、これまでに作ってきたものに修正が生じた場合、再度住民に説明するのか。」との質問があり、これについて討議が行われ、「住民の意向を反映することは非常に大切なことである。住民の意向をわれわれ委員が腹をすえて責任を持ってこの小委員会で検討し、結論を出していただかないといけない。」との討議結果を得たところであります。 また、他の委員から、「新市建設計画策定の流れの中で、住民説明会を7月中旬から9月上旬にかけて予定しているようだが、2市2町がどのような形で実施しようと考えているのか、わかっている範囲で説明してほしい。」との質問がありました。事務局より、「基本的には、将来構想のダイジェスト版と新市建設計画の素案を説明することになると考えているが、方法については、2市2町それぞれの住民の皆さんに十分な説明ができるような形になるように、各市町で協議・検討してもらおうことにしたい。」との答弁があり、提案のとおり承認いたしました。

発言者	議題・発言内容
茎田委員長	続いて、審議事項③として、新市建設計画策定小委員会の開催日程について、事務局より一部変更して提案があり、それを承認いたしました。 最後に、次回の小委員会の日程について、５月１日午後１時３０分から西条市役所で開催することを確認いたしました。 以上で、第８回新市建設計画策定小委員会の報告を終わります。 よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ありがとうございました。 ただいま茎田委員長からありました報告第２７号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。どなたからでもご発言をお願いいたします。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	特になければ、ご了承をお願いいたします。 次に、議案第８号「平成１４年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出補正予算（第２号）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
渡部次長	それでは、議案第８号「平成１４年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会補正予算（第２号）について」ご説明をいたします。 会議資料２０ページをお開きください。

発言者	議題・発言内容
渡部次長	まず、歳入についてでございますが、２款県支出金、１項県補助金、これの１７０万円の増額についてでございます。これにつきましては、事務経費が対象となります県の合併協議会運営費県補助金、これに対する補助金が対象事業費の増によって増額したものでございます。 歳出につきましては、２款事業費、１項調査研究費につきまして、住民意向調査返送用郵送料や委託料の執行残分などを合わせて１６７万３,０００円を減額するものでございます。 歳入の増加分と歳出の執行残分、合わせて３３７万３,０００円を予備費へ計上し、歳入歳出それぞれ１７０万円を追加し、３,２７０万１,０００円とする補正予算でございます。 よろしく申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局から説明ありました議案第８号につきまして、ご質問、ご意見等願いたいと思います。特段ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、お諮りをいたします。 議案第８号「平成１４年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出補正予算（第２号）について」、ご異議ございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ご異議ないようでございますので、議案第 8 号につきましては、原案のとおり承認をいただいたものと決定をさせていただきます。 次に、議案第 9 号「平成 1 5 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。班長、どうぞ。
渡部次長	議案第 9 号「平成 1 5 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画について」をご説明いたします。 会議資料の 2 2 ページをお開きいただけたらと思います。 まず最初に、新市建設計画の策定についてでございます。新市建設計画の作成につきましては、小委員会に付託されており、小委員会で審議し、その状況を協議会へ報告しながら進めてまいります。最終的に県との協議を経て、協議会で決定をいたします。 その次に、合併協定項目の協議でございますが、合併協定項目につきましては、予定しております協議会において順次協議を行ってまいります。 事務事業一元化業務及び例規集整備業務の実施でございますが、事務事業一元化業務及び例規集の整備につきましては、2 市 2 町それぞれで行われております事務事業の調整、及び例規の統一を行ってまいります。 協議会、小委員会、幹事会及び専門部会の開催。これにつきましては、お示ししているような開催を予定しております。 次に、必要な情報の収集及び調査・研究の項でございますが、事務局において、必要に応じて先進事例の情報収集並びに先進地への研修を実施いたします。

発言者	議題・発言内容
渡部次長	協議会だよりの発行及びホームページによる情報の提供についてでございますが、合併協議会の協議内容や状況を広く住民の皆さんにお知らせするために、協議会だよりの発行、ホームページでの最新情報の提供に努めてまいります。 その他合併に関する必要事項としまして、国・県との調整等のほか、必要な事業を適宜実施してまいります。なお、合併協定書の調印は、平成16年2月を予定しております。 以上です。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました議案第9号につきまして、ご意見、ご質問いただきたいと思います。
塩崎委員	はい。
伊藤議長	塩崎委員。
塩崎委員	事業計画の中で、協議会だよりの発行及びホームページによる情報の提供。そこに3カ所ほど、協議会だよりは毎月発行する予定になっておるんですがね。先だつての西条市・東予市・丹原町・小松町の新市将来構想（案）で物すごくいい案ができておるのは、皆さんも御承知だと思いますが、せっかく立派にできておるこの案は、合併協議会の中でももう少し詳しく、どの小委員会でも地域住民に対する意見を聞くとか、いろんな話は出ておるんですけども、聞きぶりもありましょうし、こういう広報活動の中で、もう少し地域の人に納得のできるような、せっかくできておるものが、簡単な形で、

発言者	議題・発言内容
塩崎委員	委員はこうだった、こういうことはこうだったというような、我々地域住民の者にしてみたら、おざなりの、行政がしよるような形の説明しかできてないという声が大きいですね。 ですから、やはり合併ありきで進んでおるとは申しませんけれども、やはり合併が、これだということで進む以上は、やはり地域の住民が、ああ納得しもって、納得をさせながら、新しい新市ができるような形を説明をしてやるのが、やはり合併の意義があり、意味がわかるので、合併という大きな夢を、全然夢の中でいつまでも置いておくんじゃなしに、やはり説明、またこういうパンフレットを出すことによって、多少でも形になって見ていけるような、もっと温もりのあるような広報紙をお願いしたいなど。せっかく毎月発送するようになっておりますが、発行の予定ですので、予算のこともありましょうが、やはりきめ濃くするためには枚数をふやすとか、何かとそこらのいい案を考えていただいて、住民に対する啓蒙・啓発をお願いしたらと思います。 以上です。
伊藤議長	要望としてと理解させていただいてよろしいございますか。
塩崎委員	はい。
伊藤議長	それでは、要望として、事務局、十分に注意をしながらやっていただきたいと。 ほかにありませんか。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	(「なし」の声あり) それでは、お諮りをいたします。 議案第9号「平成15年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事業計画について」ご異議ございませんでしょうか。
伊藤議長	(「異議なし」の声あり) ご異議ないようでございますので、議案第9号につきましては、原案のとおり承認をいただいたものと決定をさせていただきます。 次に、議案第10号「平成15年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出予算について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。計画班長。
渡部次長	議案第10号「平成15年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出予算について」をご説明いたします。 会議資料の24ページをお開きください。 まず、歳入につきまして、1款負担金、1項負担金として2,500万円でございます。これは、関係2市2町からの負担金で、負担割合につきましては、14年度と同様2市2町で構成しております道前福祉衛生事務組合の按分方法の例により、3割を均等割、残り7割を人口割で算出しております。 次に、2款県支出金、1項県補助金の400万。これにつきましては、合併協議会運営費補助金であります。補助率は2分の1で、消耗品費や通信運搬費、使用料・リース料などの事務経費が対象と

発言者	議題・発言内容
渡部次長	なります。 次に、繰越金ですが、平成１４年度からの繰越金５００万円を計上しております。 ４款諸収入につきましては、預金利子として１，０００円を計上して、歳入合計３，４００万１，０００円としております。 続きまして、歳出でございます。まず、１款、運営費といたしまして、２，５１０万１，０００円を計上しております。内訳は、１項会議費といたしまして３９６万６，０００円。２項事務費といたしまして、事務局運営に係る経費２，１１３万５，０００円を計上しております。 次に、２款事業費でございますが、１項調査研究費としまして８２５万円を計上しております。内訳としまして、報償費３０万円。これは新市名の募集時の懸賞の費用でございます。委託料としまして、７９５万円を計上しております。内訳は、新市建設計画作成の支援業務委託を５００万円。事務事業一元化業務委託９４万６，０００円。例規集整備業務委託７３万５，０００円。新市名募集ポスター作成業務委託の１２６万９，０００円。合計、委託料と報償費合わせて８２５万円を計上しております。 予備費としまして６５万円を計上し、歳出合計３，４００万１，０００円としております。 以上です。よろしくご審議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました議案第１０号につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。 ございませんか。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	(「なし」の声あり) それでは、お諮りをいたします。 議案第１０号「平成１５年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会歳入歳出予算について」、ご異議ございませんか。
伊藤議長	(「異議なし」の声あり) ご異議ないと認めます。よって、議案第１０号につきましては、原案のとおり承認をいただいたものと決定をさせていただきます。 次に、前回の協議会で提案され、継続協議事項となっております協議第１１号「使用料・手数料等の取扱い（その１）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。どうぞ。
矢葺次長	協議第１１号「使用料・手数料の取扱い（その１）」継続分についてご説明いたします。 会議資料の２５ページをご覧ください。 このことにつきましては、前回の第５回協議会におきまして提案いたしました協議項目で、調整方針（案）は、「手数料については住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。」以上の調整方針（案）について協議会でご確認をいただくものでございます。 それでは、会議付属資料でご説明いたします。 A３版の大きな会議付属資料（その１）の１ページをご覧ください

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	い。 このページは手数料に関する総括表でございます。 個々の事務手数料につきましては、2 ページから 26 ページにお示ししております。前回の協議会での説明と重複いたしますので、簡単にご説明させていただきます。 2 ページをお開きください。 税証明等の事務手数料につきましては、2 市 2 町同額でございます。したがって、「現行のとおり」といたしております。 3 ページをお開きください。 火薬類取扱い事務手数料につきましても、2 市 2 町に差異がございませんので、「現行のとおり」といたしております。 4 ページをお開きください。 消防関係事務手数料につきましては、現在、2 市 2 町のうち、西条市のみの事務でございますので、「西条市の例により調整する。」といたしております。 5 ページをお開きください。 戸籍等関係事務手数料のうち、住民票の写し交付手数料の取扱いは、東予市と他の 1 市 2 町に差異がございます。また、6 ページでございますけれども、道路運送車両法関係手数料は、西条市、東予市の両市の事務でございますし、船員法関係手数料は、西条市のみの事務でございます。このことから、戸籍等関係事務手数料につきましては、西条市にしかない事務もございますので、「西条市の例により調整する。」といたしております。 7 ページをお開きください。 畜犬登録等関係事務手数料のうち、狂犬病予防法関係手数料につ

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	きましては、２市２町同額でございますので、「現行のとおり」といたしております。 化製場等に関する法律関係手数料については、東予市に定めがないことから、「西条市、丹原町、小松町の例により調整する。」といたしております。 ８ページをお開きください。 障害者控除対象者認定手数料につきましては、証明は行うものの弱者に配慮して、手数料を徴収しないこととし、「東予市の例により調整する。」といたしております。 次の９ページから１２ページでございますけれども、農振法関係証明手数料、鳥獣飼養許可等関係事務手数料、事業所証明事務手数料、耕作（者）証明等事務手数料につきましては、２市２町に差異がございませんので、「現行のとおり」といたしております。 １３ページをお開きください。 優良宅地造成の認定等手数料のうち、優良宅地造成認定手数料（０．１ヘクタール未満）、優良住宅新築認定申請手数料及び用途地域等の証明手数料については、取扱いに差異がございませんので、「現行のとおり」といたしております。優良宅地造成認定手数料のうちの０．１ヘクタール未満以外に係る認定手数料については、市の業務でございますので、「西条市、東予市の例により調整する。」といたしております。優良住宅新築認定申請手数料については、小松町に定めがございませんので、「西条市、東予市、丹原町の例により調整する。」といたしております。 １４ページをお開きください。 公営住宅等関係事務手数料につきましては、公営住宅等車庫証明

発言者	議題・発言内容
矢葺次長 伊藤議長	手数料、公営住宅等入居者証明手数料、公営住宅等家賃証明手数料は、東予市と小松町は手数料 200 円を徴収しておりますが、西条市と丹原町は無料となっております。このことにつきましては、特定の入居者の利益に関するもので、負担の公平性の観点から、「東予市、小松町の例により調整する。」といたしております。 15 ページをお開きください。 屋外広告物許可等関係事務手数料のうち、屋外広告物の許可手数料については、2 市 2 町差異がございませんので、「現行のとおり」といたしております。市道の境界確認手数料については、西条市、小松町が手数料 200 円を徴収しており、東予市、丹原町は無料となっております。このことについては、特定の者の利益に関するもので、負担の公平性の観点から、「西条市、小松町の例により調整する。」といたしております。市道の幅員証明手数料につきましては、2 市 2 町に差異がございませんので、「現行のとおり」といたしております。 16 ページには、使用料・手数料の取扱いに関する法令、17 ページから 25 ページは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等をお示ししております。 また、26 ページには、先例地の事例をお示ししておりますので、ご参照ください。 以上で、簡単ですけれども、ご説明を終わります。ご協議のほどよろしくお願いいたします。 ただいま事務局からご説明申し上げました協議第 11 号につきまして、本件、ご質問、ご意見等ございませんか。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ございませんか。 (「なし」の声あり)
伊藤議長	それでは、協議第11号「使用料・手数料等の取扱い（その1）について」は、調整方針（案）のとおり、確認させていただいたものといたします。 次に、同じく継続協議事項となっておりました、協議第12号「地域審議会の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。調整班長。
矢葺次長	協議第12号「地域審議会の取扱い」継続協議分について、ご説明いたします。 会議資料の26ページをご覧ください。 このことにつきましては、前回の第5回協議会におきまして提案いたしました協議項目で、調整方針（案）は、「市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。」以上の調整方針（案）について、協議会でご確認をいただくものでございます。 地域審議会は、合併をすると、行政区域の拡大により住民と行政の距離が遠くなることによって、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるという意見があり、そのことが合併の阻害要因にもなってきました。このことに対応して、合併後も地域住民の声

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	を施策に反映させるきめ細かな住民サービスを実現させるために、合併前に関係市町村の協議により、旧市町の区域を単位として必要な区域に地域審議会を置くことができます。地域審議会は、新市の長から諮問を受け、または必要に応じて新市の長に対して意見を述べることができる新市の附属機関でございます。 地域審議会は、条例ではなく、合併関係市町村の協議により、合併前に設置を決定することとなっております。地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免等協議により定め、これらの協議は、各市町の議会の議決が必要でございます。議決の時期は、通常、配置分合の議決時に議決されているようでございます。 地域審議会の設置に関する事項については、会議付属資料（その１）、先ほど見ていただいた資料の２７ページに資料がございます。このことにつきましては、前回の説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。 以上、ご説明いたしました。ご協議のほどよろしくお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第１２号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 はい、どうぞ、井上委員。
井上委員	ちょっと事務局へお尋ねいたしたいと思います。今、２７ページの説明、２８ページはまた後から説明するんですね。２８ページは後から。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	失礼いたしました。２７ページには、設置に関する事項について記載しております。それから２８ページにつきましては、地域審議会に関する主な法令、また先例地の事例をつけさせていただいております。
井上委員	２８ページの第５条の４の３のところですが、第２項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものと書いてありますよね。この議会の議決の時期ですが、どの辺を予定をされておるんですかね。
矢葺次長	合併協議が終わりますと、合併調印がなされます。その後、廃置分合等の議会の議決が３月ごろ必要かと思うんですが、その時期にあわせて議決をされるものと思っております。
伊藤議長	井上議員。
井上議員	はいはい。そしたら、まだちょっと時間的にはまだ間がございますんですね。しますと、この審議会の設置には、異議はあるわけですが、私とこは、もうご案内のとおり目前に選挙が迫っておりまして、多かったら１０名前後の議会の構成の異動があると思うんです。そんなことで、この問題を現在の特別委員会で提案いたしまして審議をさせていただいたわけなんですけど、この大多数のご意見が、この問題は、またあと時間があるんなら、新しい議会でひとつ協議するのがいいんじゃないかなというような意見が大勢でございましたので、そういうことが、私の方が５月１０日は

発言者	議題・発言内容
井上委員	新しい議会が立ち上がると思いますので、その議会でまた審議をさせて、その議会の何がいらんのならいいですけど、議会の議決がいる事項でございましたら、ぜひ、その時期まで時間的にお待ちをいただければ、非常にありがたく、継続審議としてお願いをさせていただければありがたいかなという思いでございますんですが。その辺はどうでございましょうか。
矢葺次長	議会の議決の時期は、そのころになろうかと思いますが、前提としては、まずその協議がなされてということになりますので、よろしければ早い時期での協議の決定を、ご確認をいただきたいというふうには考えておりますが。
伊藤議長	あれでよろしいございますか。
井上委員	いや、いかなのよ、それは。
伊藤議長	井上委員。
井上委員	すみません。新しい議会ができて、また、この問題を新しい人も含めてやっぱり協議をさせていただかんことには、議会の責任や、議会の議決がいらんのならかまわんのですけど。やっぱりもう全然知らん方に、また議会でこういうご意見を問うのもどうかと思いますので、ぜひ、できれば、5月の新しい議会以降に、これは早い時期に決定はさせていただくと思いますけれども、その時期までひとつ継続でお願いをできれば非常にありがたいと思います。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ただいま井上委員より、継続審議にすべしとの発言がございましたが。 (「賛成」の声あり)
伊藤議長	ご意見ございますか。
北野委員	丹原の北野です。 地域審議会につきましては、特に周辺、合併後の周辺、現在の町の中で周辺地域におきましては、周辺の地域の住民の声が聞こえにくいというようなことでつくるのが目的だと思います。ですから、私、丹原ですけれども、この案件については賛成でございます。 なお、先ほどの新市建設計画等の中でも、スケジュールがありましたように、今年の7月から9月の間には、住民説明会も予定をされています。そういう中で、特に、丹原町の方では、住民の声をどう新市に反映していくのか、新市建設計画の進捗状況はどうなっておるのかというようなときに、地域審議会の組織、今、継続審議でございますというのが、なかなか7月、8月ぐらいまでの段階で住民説明できないというのが、ちょっとどうかなというように考えます。 それからもう一つは、それぞれの地域審議会設置ということになりますと、それぞれの市町の議会の議決といいますのは、合併協議の協定が整っているというのが、その協定項目等の中で地域審議会の設置について議決をいるということでございますから、私としては、この回で、前回から引き継いだ今日の議題でございますので、できま

発言者	議題・発言内容
北野委員	したら、協議項目の決定をと思ったりもして、意見を言わせていただきます。
伊藤議長	これは、北野助役さん、丹原町助役さん、調整方針（案）、現提案についての賛成意見でございますね。
北野委員	はい。
伊藤議長	どうぞ、井上委員。
井上委員	審議会の設置に異議があるわけではないわけなんです。今日、この場で確認をとるのだけをぜひ、次の、今言われた7月ごろにまた住民の説明会がございますというようなご意見でございますし、16年2月に決定をするようなお話もございましたので、まだちょっと時間が多少ございますので、もう私とも5月10日に新しい議会が立ち上がりますので、その6月の議会までには何とかこの事項の何を皆さんの統一ができるかなと思いますので、その間のぜひ継続でご審議を、継続でおいていただいたらありがたいかなと思っておるわけでございます。
荃田委員	議長。
伊藤議長	荃田委員。
荃田委員	井上さんの意見はようわかるんですけども、それは、個々に任

発言者	議題・発言内容
荃田委員	期を持った議員さんが出てきておりますので、丁度丁度、僕はこの全体会の中ではさげらんことが多いと思うんですよ。それも臨機応変にそこらはやっていただいて、丹原町さんが言うようにやれるところからやっていって、そこらを調整していかざったら、この一つの会を持つのにこんだけの大勢の人が一堂に会して決めるじゃないようなことはなかなか大変って思うんですけど、そのことについて、やっぱりそこらのことはやっぱり西条は西条なりのことを考えていただいてやっていただくと、丹原は丹原で考えてやっていくというような方向で、最終的に会長がまとめていただくというのが、僕は通常やないかなという気がするんですけども。 （「賛成」の声あり）
北野委員	議長。
伊藤議長	どうぞ。
北野委員	先ほどの件ですけども、私はなるべく早くというお話をしたのでございますので、もうこれ以上言いませんので、会長の方で採決いただいたらいいと思います。
伊藤議長	私の方から、この審議会なるものについて、今まで継続審議にしたわけですけども、それぞれこの何であるかと。この使命。審議会の。これなりについてご理解いただいくことがまず肝要であろうと私は思うわけでありますが、それぞれ個々の立場あるわけで

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ありますけれども、他の皆さん方のご意見はいかがなりや。私から問いかけをさせていただきたいと思います。 東予市さんはまで出ました。小松町さん、いかがですか。と申しますのは、お二人から会長の判断によって決めろという、こういうことでございます。したがいまして、皆さん方のご意見はここで聞くことあるべしと、このように判断をいたしました。
塩出副会長	これ、継続審議でここまで、前回にそれぞれ意見を言う場があったと思います。これは、審議会を設置するかせんかということなので、今回、確認しておかないと前へ進まないと思いますので。
伊藤議長	青木委員。
青木委員	これですね、西条地区審議会、東予地区審議会、それぞれ、丹原町地区審議会、小松地区審議会ありますが、合併前の西条市の区域と合併、東予市の区域、それぞれ、丹原町の区域、小松町の区域がありますが、それぞれにおいて、その地域でこしらえておけばいいことなんで、西条市は、選挙があつて委員がなりたてがたくさんおるんで、ちょっと遅れますということだけの話でございまして、これは、前もって、その地域、地域でこしらえていくといいんじゃないんですか。これは。
荃田委員	あんたらが言うんがおかしい。それはもう今までの委員さん、任期が来たけん、もう済んだんでは、今までの委員さん何じゃったんじゃということになるんじゃけんね、立派な委員さんが審議しとん

発言者	議題・発言内容
荃田委員	じゃけん、それからつないであるんじゃけん、どこの委員さんがやってもやれるというこっちゃ。
徳永委員	確かに私らも議員しとんで、選挙の感じは、気持ちとしてわかるんですがね。この本日の合併協議会は、今現在の使命を持ってやるとんであつて、次に選挙するまで待つんだったら、3年先に選挙があるものも待ってくれるんかちゅうことで問題になるんだから、そういうことじゃなしに、もっとほかの意見で調整をしてもらいたいよね。でないと、きょう現在は、委員として出てきておるんでしょ。何日先に変わるけんいうて、変わらんかもわからんでしょうが。そこら辺はやっぱりちゃんとかうやってほしいんよね。そして、まあできたら、僕はそういう意見も尊重もせないかんと思うので、これは、言うたら悪いけど、市長の諮問機関じゃけん、市長の方でひとつ考えていただいたら結構じゃと思うんじゃけど。
伊藤議長	そこまで余り引っ張っていいもんですかね。 久門委員。
久門委員	よくわかるんだけどね、私は、会長、議長役として、そういう意見もあるということで賛否でいいんじゃないかと思うよ。それで、そうしなかったら、西条市の議員さんの言よることも私もわかるんですよ。ただ、我々学識経験者のメンバーでも、ある程度遠慮なしに、そういう意見もあるかどうかという
久門委員	ことで進んだ方がいいんじゃないかと思います。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	井上委員。
井上委員	あのね、皆さんのご意見もようわかるんです。私のとこの事情だけでお話をさせていただいて申しわけないと思うんですが、結局、この審議会というのは、やはりもう合併の２市２町が全部がやっぱり立ち上げてこそ、本来ある審議会ができると思うんです。もう結局、次回の何の中で、せやったら、別段、これ、法的につくらいでもいい審議会ですし、そやからその中で調整をとりもって、２市２町の中で全員が審議会がつくれるような雰囲気を進めていくこと自体が審議会としての後々の答申やら何だかの重みができてると思うんです。そういう意味からしまして、長いことじゃないです。６月議会にはそういう結論が出ると思うんです。だから、そういう議会の皆さん方のある程度理解を得た上で、そういう結論を出していただく方が非常にありがたいかなあという思いがしておりますので、その点をひとつご理解いただいたらと思います。
伊藤議長	はい、それでは、意見もかなり出たようでありますが、等々ご意見ございますが、私に委員からの一つの表現をさせていただき。ぜひともご理解をいただきたいと思います。 次の協議会で確認する。このことについてご理解いただけませんか。次回といいますと、５月２３日、それまでに西条市議会でもって了解を得ると、こういうことで、委員のお二方にはぜひともお願いをしたいと、こういうことでいかがですか。 （「異議なし」の声あり）

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ありがとうございました。 それでは、形としてはどうなる。継続と。 それでは、本件、協議第１２号「地域審議会の取扱いについて」は、継続協議、このようにさせていただきます。 次に、同じく継続協議事項となっておりました、協議第１３号「新市将来構想について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
渡部次長	議長。
伊藤議長	どうぞ。
渡部次長	恐れ入ります、会議資料の２７ページをお開きいただいたらと思います。 協議第１３号、継続協議となっております、「新市将来構想について」であります、前回の合併協議会で提案の際、お手元の将来構想（案）の概要をご説明させていただいておりますので、重ねての説明は省略させていただきます。 この将来構想は、合併協議会の取組みの一環として、社会潮流や住民の意向、あるいは地域の現状等を踏まえた上で、２市２町における将来のまちづくりの基本的な考え方を示し、さらに取り組むべき施策を体系化してお示ししたものです。新市建設計画の基礎となるもので、これをもとに平成１５年度において新市建設計画を作成してまいります。 ご確認のほどよろしくお願いいたします。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ただいま事務局からの説明がありましたとおり、協議第１３号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 継続になっておりました案件でありますので、皆さん方のご意見おありだろうと思いますが、どなたからでもご発言よろしく願いいたします。 どなたもございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	はい。それでは特段ご意見もないようであります。したがって、協議第１３号「新市将来構想」については、別添の新市将来構想のとおり、確認をさせていただきたいと存じます。ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
伊藤議長	はい。それでは、そのように確認をさせていただきました。 次に、新規協議事項といたしまして、協議第１４号「財産の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	協議第１４号「財産の取扱いについて」説明を申し上げます。 会議資料の２８ページをご覧ください。 調整方針（案）としまして、財産の取扱いについて、２市２町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産

発言者	議題・発言内容
白石次長	区有財産は、財産区有財産として、すべて新市に引き継ぐものとするとしております。 続きまして、付属資料、A 3 大の大きい資料でございますが、（その 1）の 2 9 ページをお開きください。 2 9 ページに 2 市 2 町の財産総括表をお示ししております。地方自治法の規定では、地方自治体の「財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金」の 4 種類に分類されております。 また、債務につきましては、地方債と債務負担行為というものがございます。 まず、2 市 2 町の財産を、平成 1 3 年度の各市町の決算書から公有財産、物品、債権並びに基金別に、これはお示ししております付属資料の 3 0 ページから 3 2 ページに整理をざっとしております。 次に、債務につきましても、地方債と債務負担行為については、全体的な説明でございますが、3 3 ページから 3 5 ページに掲載をしておるところでございます。 それでは、1 の公有財産について説明します。3 0 ページをお開きください。 公有財産は、土地及び建物、山林、物権、有価証券、出資による権利に分けられます。 （1）の「土地及び建物」は、小さく書いておるんですが、本庁舎、消防施設などの行政を行う施設としての公用財産と、学校、公営住宅、公園等の一般住民の方々の利用に供する公共用財産を含んでおります行政財産と、その下にございますが、もっぱら経済的価値を保全発揮させるために管理をいたします普通財産とに分けて調書を作成しております。

発言者	議題・発言内容
白石次長	下へ行きますが、そのほか、（２）の山林については、立木の推定蓄積量、（３）の物権、（４）の有価証券、それから３１ページにまいりますけれども、（５）出資による権利の記載をしております。 続きまして、資料３２ページをお願いいたします。 ３２ページには、自動車等の「物品」を決算書に従いまして、西条市、東予市及び小松町は３０万円以上のものを、丹原町は５０万円以上のものの点数を記載しております。 ３の「債権」は、貸付金や下水道事業の分割払いなどによる受益者負担金と分担金の未納金でございます。 ４の「基金」でございますが、基金とは、特定の目的のために資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられた財産でありまして、２市２町における財政調整基金など基金の名称と平成１３年度末におけるそれぞれの現在高を列挙しております。 ５の「財産区有財産」でございますが、東予市の一部に財産を有しているものとしまして、「庄内財産区」と「壬生川財産区」がありまして、その内容をお示ししております。「庄内財産区」は、大部分が山林でありまして、また、「壬生川財産区」は、その大部分が宅地でございます。 以上が、財産の状況であります。 続きまして、債務に係るものとしましては、「地方債」と「債務負担行為」がございます。 ３３ページには、「地方債の状況」を、３４ページから３５ページには、後年度において経費支出を伴ったり、法人に対する債務保証をしている「債務負担行為」を、西条市、東予市、丹原町、小松

発言者	議題・発言内容
白石次長	町の順に記載をしておりますので、お目通しをいただきたいと思っています。 なお、財産及び債務につきまして、お手元の資料に記載しております数字は、平成１３年度末現在のものでありまして、新市として発足するときには、その間変動もありますので、実際に新市に引き継ぐのは、平成１６年１０月３１日における決算をもつての数字になりますことをご了解していただきたいと思います。 ３６ページには、関係法令を、３７ページには、先例地の事例を示しております。 以上、財産の取扱いにつきましてご説明を申し上げます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
伊藤議長	本件に対して、ご質問、ご意見等ございませんか。
伊藤議長	ないようであります。この協議第１４号「財産の取扱いにつきまして」は、次回の合併協議会まで継続協議とさせていただきたいと存じます。よろしゅうございますか。 （「異議なし」の声あり）
伊藤議長	次に、協議第１５号「地方税の取扱い（その２）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。どうぞ。
白石次長	協議第１５号「地方税の取扱い（その２）について」説明を申し

発言者	議題・発言内容
白石次長	上げます。 会議資料の２９ページをご覧ください。小さい方の資料でございます。 地方税の取扱い（その２）についての調整方針（案）としましては、１、入湯税については、東予市、小松町の例による。２、前納報奨金に係る報奨金の算定基準については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。３、納税貯蓄組合は、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。納税貯蓄組合長大会は、西条市の例により調整する、としております。 付属資料その１、Ａ３大の大きい資料をお願いします。その３８ページをお開きください。 入湯税につきましては、東予市と小松町で課している税であります。合併時に「東予市、小松町の例による」としております。 ３９ページをお開きください。 前納報奨金につきましては、１、対象税目では、「個人市（町）県民税のうち普通徴収に係るもの」と「固定資産税」でありまして、これは２市２町同じでございます。これら対象税目についての、２のところですが、報奨金の基準についてでございますけれども、その中の③でございますが、③のところの交付率は１００分の１で２市２町同じでございますが、①の報奨金対象の年税納付限度額、②の報奨金対象の期別納付限度額などの違いから、④のところでございますが、報奨金の限度額がそれぞれ違っておりますんですが、２市２町の間でちょうど中間的な措置をしておりますのが西条市でございます。そういったことから、「前納報奨金に係る報奨金の

発言者	議題・発言内容
白石次長	算定基準については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度はそれぞれの旧市町の例による。」としております。 次に、その下の納税貯蓄組合についてでございます。まず、補助金についてでございますが、２、補助金の欄に記載していますように、東予市のみが事務費の支給とし、会場借上料・事務用品等の限度額を設定し、その範囲内で補助金の支出をしていますが、その他の市町は、納付書の枚数や納税率、納付税額の一定割合により、補助金や報償金で支出をしております。 このことにつきましては、納税貯蓄組合法第１０条の規定により、「納税貯蓄組合に対しては、事務費を補うため、補助金を交付することができる。」という規定がございます。 また、この補助金が組合の事務費を超えることは違法であるという判例が他県で出ておりますし、事務費の範囲内での補助にするよう愛媛県から指導もございます。というようなことを背景としまして、合併に際して、これを是正することが望ましいとの観点から、事務費の範囲内での補助金という形に改めることとし、事務費のみを補助対象としております調整方針（案）としまして、「東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。」としております。 次に、組合長大会でございますけれども、西条市のみが毎年５月に実施しており、全納税組合長への記念品及び団体・個人への感謝状贈呈を行っております。そのような状況でございますが、調整方針（案）としましては、「西条市の例により調整する。」としております。 以上、地方税の取扱い（その２）についてご説明を申し上げます。

発言者	議題・発言内容
白石次長	た。 よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第15号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。
井上委員	ちょっと1点だけ。
伊藤議長	井上委員。
井上委員	地方税のその2の取扱いについて、ちょっと要望をさせていただきたいと思います。 これ、当然、この問題は、個人的にも非常に影響が多いし、また対象人員も多いと思うんですね。これ、確かに合併して一体性の確保と、また負担の公平性の原理から、また一つ自治体一律にせないかん問題、十分理解できるんですけど、報奨金の問題を一つ見ても、報奨金の基準並びに報奨金の限度額にはかなりのばらつきがあると思うんです。だから、これを、確かに一体性のものにせないかんと思うんですが、これ、その理由だけで、一体性の確保とやはり負担の公平性だけの説明だけで、これを基準にして、下がる場所は、上がって対象がふえるところはええと思うんですが、減るところがありますわいね。そういうところへやっぱり十分説明ができる、そういうこの一体性の原理じゃの、負担の公平性だけの説明でなくして、何かもうちょっと納得できるひとつ説明を、次回までにぜひ考えていただいていたらいきたいと思います。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ただいま要望の意見であります。事務局、検討願います。 他にございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、協議第１５号「地方税の取扱い（その２）について」は、次回の合併協議会まで継続審議にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。 （「異議なし」の声あり）
伊藤議長	はい。 次に、協議第１６号「一部事務組合等の取扱い（その１）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	どうぞ。
倉田次長	それでは、お手元の小さい方ですが、会議資料の３０ページをお願いいたします。 協議第１６号「一部事務組合等の取扱い（その１）について」、ご説明をいたします。 一部事務組合は、地方自治法第２８４条の規定によりまして、市

発言者	議題・発言内容
倉田次長	町村が事務の一部を共同で処理するため、協議により規約を定めまして、議会の議決を経て、県知事の許可を受けて設置されているものでございます。 この一部事務組合には、合併関係市町村であります２市２町で構成しているもの、２市２町も含み他の自治体も加入して構成しているものもございまして、この地域であります２市２町が関係しています一部事務組合等は、１３組合等ございます。本日は、その（１）としまして、５組合等を提案いたしております。残る８組合等につきましては、調整が整いましたら、順次提案する予定にいたしておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、調整（案）につきまして、ご説明いたします。 同じく資料の３０ページをご覧ください。 まず、道前福祉衛生事務組合ですが、「道前福祉衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。」 「周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。」 「東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。」 「東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社については、新市の（新市名）土地開発公社として存続する。」

発言者	議題・発言内容
倉田次長	「株式会社西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。」で提案しております。いずれも２市２町が関係しております一部事務組合等でございます。 一部事務組合等のそれぞれの概要をご説明致します前に、合併に伴います一部事務組合の調整をする理由など、簡単にご説明いたしたいと思います。 恐れ入りますが、大きい資料の付属資料（その１）の５１ページをお願いいたします。 左上の方に、合併に伴う一部事務組合の取扱いについて、記述をいたしておりますので、ご覧ください。 まず、組合を構成する一部の市町村が合併する場合ですが、市町村名の変更など、構成団体に変更が生じますため、合併する市町村は組合を脱退するか、加入するかなどの手続が必要となります。２市２町もこのような組合に加入しておりますので、次回以降の協議会に、調整（案）の提案の予定としております。 次に、組合を構成する市町村が、合併市町村と同一、または包括している場合は、合併により一つの市町村となりますことから、共同事務の必要がなくなりますので、解散することとなります。と同時に、解散した後の一部事務組合の事務、財産、職員などの対応についても調整が必要となります。今回提案しております一部事務組合等につきましては、この一部事務組合等にあたります。 このようなことから、合併に伴いまして、一部事務組合の取扱いをどのようにするか協議が必要となるわけでございます。 資料のこの下の方には、一部事務組合の法的根拠、また先例地の

発言者	議題・発言内容
倉田次長	調整事例を掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。 それでは、恐れ入りますが、それぞれの調整方針（案）につきまして、簡単にご説明いたしたいと思いますので、同じく付属資料ですが、42ページにお戻りください。 まず、道前福祉衛生事務組合でございます。調整方針（案）は、「合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。」としております。組合を構成しておりますのが、合併関係市町の2市2町でございますことから、このような調整（案）としております。 道前福祉衛生組合の概要につきまして、資料に基づき簡単にご説明いたしますと、設立年月日、構成市町、事務所の位置等につきましては、記載しているとおりでございます。共同事務ですが、東予学園、特別養護老人ホーム、育成園、し尿処理、ごみ処理、火葬場、化学分析の業務を行っております。下の方に職員数ですが、これは各施設を含めると、99名となっております。 43ページをお願いいたします。 平成12年度、13年度の会計決算、公債費など財政の状況をお示しいたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。 44ページをお願いいたします。 財産の状況ですけれども、各施設の土地、建物、物品、基金など財産の状況についてお示しいたしておりますのでご参照いただきたいと思います。これらの事務とか財産、職員を新市に引き継ぎ、新市の事務として行う調整（案）でございますので、よろしくお願いいたします。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	次に、４５ページをお願いいたします。 周桑事務組合ですが、この組合につきましても、合併関係市町でございます１市２町で構成しておりますことから、このような調整（案）にいたしております。 概要につきましてご説明いたしますと、設立年月日、構成団体、事務所の位置につきましては記載しておりますとおりでございます。共同事務は、養護老人ホーム、消防業務を行っております。職員数は、各施設含めまして９２人となっております。 ４６ページをお願いいたします。 財政の状況でございますが、平成１２年度、１３年度の会計決算、公債費など財政の状況をお示しいたしております。 ４７ページをお願いいたします。 各施設の土地、建物、物品、基金など財産の状況をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。これらの事務、財産及び職員につきまして新市に引き継ぎまして、新市の事務として行う調整（案）でございます。 次に、４８ページをお願いします。 東予市・丹原町公共下水道事務組合ですが、この組合も合併関係市町の１市１町で構成いたしておりますことからこのような調整（案）といたしております。 概要について簡単にご説明いたしますと、この下水道事務組合は、昭和５８年に東予市、丹原町により共同で公共下水道の設置管理、運営を行うため設立されたものでございます。職員数につきましては、兼務職員を含めまして１６人ということになっております。 ４９ページをお願いいたします。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	平成１２年、１３年度の会計決算、公債費、債務負担行為など財政状況をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。 ５０ページをお願いいたします。 各施設の土地、建物、物品など財産の状況をお示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。 これらの事務、財産及び職員につきまして新市に引き継ぎ、新市の事務として行う調整（案）でございます。 ５２ページをお願いいたします。 ５２ページは資料でございますけれども、道前福祉衛生事務組合の事務でございます、ごみ、し尿処理の状況、特別老人ホームの入所状況、育成園、東予学園の入所状況。それから周桑事務組合の事務でございます養護老人ホームの入所状況。東予市・丹原町公共下水道事務組合の事務でございます公共下水道の状況につきまして、参考に資料を添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。 次に、５３ページをお願いいたします。 土地開発公社の取扱い方針につきましてご説明をいたします。 調整（案）につきましては、資料に記載しておりますとおり、「東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社、これは丹原町と小松町が共同で設置している土地開発公社でございます。については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。」でご提案するものでございます。 概要につきましてご説明いたしたいと思います。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	付属資料の５６ページをお願いいたします。 まず、土地開発公社につきましてご理解をいただくために、ご説明を申し上げたいと思います。土地開発公社の設立の法的根拠をここでは掲載をいたしております。土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律、一般に公拡法と言っておりますけれども、その公拡法によりまして、地域の秩序ある整備を図る目的で、主に必要な公有地の土地の取得等、先行代行取得と言っておりますけれども、そういう目的のために設立されたものでございます。 設立には議会の議決を経て県知事の認可を受けることとなっております。県内では、各市をはじめまして、３５の土地開発公社が設立されているようでございます。設立は、単独でも共同でも可能となっております。先ほど申しましたように丹原町と小松町は共同で設立いたしております。 合併に伴います土地開発公社の対応につきましては、土地開発公社の業務であります土地の取得、管理、処分等は総合的、一体的に処理することが望ましいことから、「１地方公共団体１公社」が原則であるとされておりましたので、このことから統廃合についての調整をするものでございます。資料で関係する法令を抜粋しておりますので、ご参照いただきたいと思います。 それでは、土地開発公社のそれぞれの概要につきまして、ご説明を申し上げたいと思いますので、恐れ入りますが、５３ページにお戻りください。 設立年月日はほぼ同時期でございます。役員につきましては、定款に定めた内容でございます。職員は、３団体とも市町職員の兼務となっております。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	次に、１３年度の決算状況でございますが、公社の財政状況をあらわします貸借対照表を掲載いたしておりますが、この中の資産の部に記載しておりますように、３団体ともそれぞれ各市町の依頼によりまして、公有地の取得、保有をいたしております。その明細につきましては、資料の５４ページに掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと存じます。 また、東予市土地開発公社につきましては、公社独自事業でございます宅地造成分譲事業を実施いたしておりますが、資料の５５ページにその概要を掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。 財政状況につきましては、経営状況が悪化している土地開発公社に対して、国が経営健全化計画を策定しなければならない要件を定めておりますが、この地域の３団体ともその要件よりかなり低い状況でございますが、経営は健全な状態となっております。 以上、土地開発公社の調整（案）の説明をいたしましたけれども、先ほど申しましたように合併に伴います土地開発公社の取扱いにつきましては、「１地方公共団体１公社」が基本でございます。１公社にいたしますには、３団体すべてを解散して、新しい１公社を設立する方法もございますが、これには多大の事務労力を要しますことから、実務的に簡便な方法でございます定款変更による１公社を残す調整案でございます。ということで、本案をご提案するものでございます。 次に、５７ページをお願いいたします。 株式会社西条産業情報支援センターの取扱い方針につきましてご説明いたします。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	調整（案）につきましては、資料に記載しておりますように、「株式会社西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引き継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。」でご提案するものでございます。 それでは、概要につきましてご説明いたしたいと思います。同じく 57 ページですが、設立は平成 11 年 9 月 17 日。資本金 1,500 万円。設置団体（出資団体）は、西条市、伊予銀行、愛媛銀行、アシュフォードジャパンで、そのうち西条市が 3 分の 2 に当たる 1,000 万円を出資しております。事務所の位置は、西条市神拝甲 150-1 番地。旧愛媛県西条地方局庁舎跡でございます。役員は 3 名の取締役と 2 名の監査役の 5 名で、代表取締役を西条市長が務めております。社員は 4 名となっております。 設立の経緯でございますが、資料にもございますように、長期にわたる地域経済の停滞、地域間競争が激化する中で、従来型の企業誘致の施策に加え、「新たな産業施策」の展開が必要であることから、西条市が「西条市産業情報支援センター」を設置し、その事業運営組織として「株式会社西条産業情報支援センター」を設立して、各種支援活動を展開しているところでございます。またこの施設の管理運営につきましては、同社に委託して運営しているところでございます。 事業の内容でございますが、事業創業を志すもの等へのインキュベータ室、事務室と言われておりますが、入居の促進、研修事業、相談アドバイス事業、経営相談事業、ベンチャー企業のビジネスに役立つ情報の提供、研究開発事業などを行っております。 58 ページをお願いいたします。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	決算状況でございますが、平成１３年度の決算状況でございますが、差引き収支は黒字ということでございます。 次に、企業の財政状況をあらわします貸借対照表を掲載いたしております。ご参照いただきたいと思います。 ５９ページをお願いいたします。 西条産業情報支援センターの設置法的根拠や先例地の調整事例などを掲載いたしております。ご参照いただきたいと思います。 以上で、事務組合等の取扱い（その１）について、提案の説明をさせていただきましたが、いずれも新市において必要な業務となっておりますことから、このような調整（案）といたしておりますので、よろしくご協議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第１６号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。
久門委員	はい。
伊藤議長	はい、どうぞ、久門委員。
久門委員	これだけ膨大な資料がありますと、私は、できたら、継続審議と いうか、少し次回までに勉強させていただきたいと思います。
伊藤議長	ただいま久門委員からのご発言がありましたが、次回の合併協議会まで継続協議、これをもって臨むことにご異議ございませんか。

発言者	議題・発言内容
	（「異議なし」の声あり） 伊藤議長 それでは、協議第１６号「一部事務組合等の取扱い（その１）につきまして」は、次回の合併協議会まで継続協議とさせていただきます。 次に、協議第１７号「使用料・手数料等の取扱い（その２）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。 矢葺次長 協議第１７号「使用料・手数料の取扱い（その２）について」ご説明いたします。 会議資料の３１ページをご覧ください。 今回、ご提案しております使用料・手数料の取扱い（その２）については、前回ご提案できなかった手数料の残りと使用料のうち調整されたものについてご提案しておりますが、保育所の保育料、幼稚園の授業料や市町営の住宅家賃等につきましては、次回協議会にご提案する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。 今回、ご提案しております使用料・手数料の取扱い（その２）についての調整方針（案）は、「施設の使用料については、原則として現行のとおりする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。」としてご提案しております。 基本的な考え方といたしまして、使用料は施設等の使用に対して徴収することから、類似の施設でも規模、建築年や使用形態等の違いにより、各施設で差異が生じることは避けられない側面がありますので、合併時においては、原則として現行のとおりとするという考え方でございます。 これに対して、手数料は、地方公共団体の事務の特定のものに提供する役務に対して、その費用を償うため又は報償として徴収するものであることから、同種の役務に対する手数料に相違がある場合は調整し、合併時に統一する必要がございます。 それでは、会議付属資料でご説明いたします。 A 3 版の会議付属資料（その 2）の 1 ページをお開きください。 このページは、使用料・手数料（その 2）に関する総括表でございます。 調整方針につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございまして、具体的な調整内容を整理し、まとめたものでございます。 表の左の項目の欄でございますが、使用料・手数料の分類、右の欄では、各市町の根拠条例等をお示ししております。具体的な調整内容の欄につきましては、各分類の調整内容と説明資料のページをお示ししております。 次の 2 ページをお開きください。 ここも総括表でございまして、同様でございます。 3 ページをお開き願います。 廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理等手数料でございますが、

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	(1) (2) の廃棄物の処理業の許可等手数料については、西条市と他の1市2町で差異がございます。このことにつきましては、5,000円に統一することとして、「東予市、丹原町、小松町の例により調整する。」といたしております。ただし、(3) の一般廃棄物収集運搬業等許可証再交付手数料については差異がございませんので、「現行のとおりとする。」といたしております。(4) の一般廃棄物処理手数料でございますが、これも2市2町に差異がございませんので、「現行のとおりとする。」といたしております。 (5) の一般廃棄物最終処分場処分手数料でございますが、2市2町それぞれ処分場の形態や建設に係る経費等により手数料に差異がございます。処分場の形態を申し上げますと、管理型処分場は、東予市、丹原町の処分場がこれにあたりまして、埋立地の側面、底面にビニールシート等を設け、浸出水を集める集水施設、また、集めた浸出水の処理施設を設けた処分場でございます。これに対しまして、安定型の処分場は、西条市、小松町の処分場がこれにあたりまして、廃棄物の性質が安定している瓦、コンクリート殻、ブロック等が対象で、廃棄物の飛散及び流出の防止に配慮すればよい処分場でございます。したがって、形態の違いにより管理費等も異なることから、「管理型一般廃棄物処分場処分手数料については、東予市の例により調整し、安定型一般廃棄物処分場処分手数料については、西条市の例により調整する。」といたしております。なお、新市においては、どの処分場も利用可能となります。 次のページをお開きください。 各種収入金に係る督促手数料でございますが、2市2町に差異がございます。このことにつきましては、郵送料に印刷費、また諸経

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	費等を加え、実費弁償としての額ということで、「１通につき１００円とする。」といたしております。 次のページをお開きください。 市民会館の使用料でございますが、西条市、東予市に市民会館がございます。類似の施設ではございますが、規模、建築年や使用形態の違いにより、各施設で差異が生じることは避けられない側面がございます。このことから、「新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」といたしております。 ７ページをお開きください。 福祉施設の使用料でございますが、西条市には、西条市立さくら荘、また東予市には、東予市地域交流センターがございます。西条市のさくら荘は、西条市内に居住する母子世帯及び生活困窮世帯で、特に住宅に困窮している世帯を入居させるための施設で、東予市の地域交流センターとは施設の性質が異なることから、それぞれ「現行のとおりとする。」といたしております。 次のページをお開きください。 農村環境改善センター等の使用料でございますが、西条市を除く１市２町に施設がございます。このことにつきましても、手数料に差異が生じることは避けられない側面がございますので、「新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。」といたしております。 次のページをお開きください。 産業・まちづくり関係施設の使用料でございますが、西条市には産業情報支援センター、東予市には産業学習館、小松町には町づくり開発センターの類似の施設がございますが、規模、利用形態等異

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	なることから「新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。」といたしております。 1 1 ページをお願いいたします。 観光施設の使用料でございますが、西条市には石鎚ふれあいの里、また、東予市には本谷温泉館がございます。施設の性質が異なることから、使用料につきましては、「現行のとおりとする。」といたしております。 1 3 ページをお願いします。 石鎚山ハイウェイオアシス館の使用料でございますが、このことにつきましては、小松町のみの施設でございますので、「現行のとおりとする。」といたしております。 1 4 ページをお願いします。 少年自然の家の使用料でございますが、このことにつきましても、西条市のみの施設でございますので、「現行のとおりとする。」といたしております。 1 5 ページをお願いいたします。 社会教育施設の使用料・入館料等でございますが、西条市には郷土博物館、考古歴史館、こどもの国、生涯学習の館、東予市には郷土館、丹原町には佐伯記念館、郷土資料館、小松町には史跡近藤篤山旧邸がございますが、これらにつきましても規模、建築年、利用形態等が異なることから、「新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。」といたしております。 1 6 ページをお開きください。 社会体育施設の使用料でございますが、2 市 2 町にはテニスコート、野球場、プール、多目的広場、グランドゴルフ場など公園有料

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	施設、また、１７ページには、西条市の野球場、丹原町のＢ＆Ｇ海洋センター、次の１８ページには、各市町にある体育館や体育センター、西条市の陸上競技場、小松町の武道館がございます。これらの施設については、使用の内容が多岐にわたっておりまして、それぞれ各市町で差異がございます。建築年や施設の規模等の相違もございますので、「新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。」といたしております。 ２３ページをお開きください。 文化会館の使用料でございますが、西条市総合文化会館、丹原町文化会館がございますが、このことにつきましても施設や部屋の大きさ等に違いがあることから、「新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。」といたしております。 ２７ページをお開きください。 改良住宅の家賃でございますが、西条市３６戸・東予市３８戸の小集落改良住宅がございますが、このことにつきましても、「新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。」といたしております。 ２８ページをお開きください。 公営墓地の使用料等でございますが、西条市を除く１市２町に公営墓地がございます。墓地整備に係る経費をもとに、それぞれ使用料等を設定しておりますことから、使用料に差異がございます。つきましては、「新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。」といたしております。 ２９ページをお開きください。 漁港施設の使用料でございますが、このことにつきましては、東

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	予市のみの施設でございます。したがって、「現行のとおりとする。」といたしております。 31ページをお開きください。 温泉使用料でございますが、このことにつきましては、東予市、小松町に温泉に係る使用料の定めがございます。温泉開発の経緯や整備に係る経費、また、それぞれの地域の事情により、使用料に差異が生じております。したがって、「新市移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。」といたしております。 32ページをお開きください。 市道の占用料でございますが、2市2町の占用料については、道路法に基づき占用料を定めておりますが、道路法による地域指定がございます。次のページに資料として道路法施行令をお示ししておりますが、占用料の欄のところの所在地で、甲地、乙地、丙地とありますが、市は乙地に当たり、町村は丙地に当たります。したがって、料金の差が生じておりますが、合併に当たりましては、「市道の占用料については、道路法の規定に基づき調整する。」といたしております。 36ページをお開きください。 ここには、使用料・手数料等の取扱いに関する法令をお示ししております。 37ページをお開きください。 ここでは、先例地の事例をお示ししております。ご参照いただきますようお願いいたします。 以上で、説明を終わります。ご協議のほどよろしく願いいたします。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第１７号につきまして、ご意見等ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、協議第１７号「使用料・手数料等の取扱い（その２）」につきましては、次回の合併協議会まで継続協議、このようにさせていただきます。 最後であります。次に、協議第１８号「各種事務事業（電算システム関係）の取扱い」についてを議題といたします。 事務局より説明を求めます。どうぞ。
矢葺次長	協議第１８号「各種事務事業（電算システム関係）の取扱い」について、ご説明いたします。 会議資料の３２ページをお開きください。 この件に関しましては、分科会、専門部会及び幹事会で協議調整されたものをご提案するものでございます。 このことについての調整方針（案）といたしましては、「電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。１、合併時に電算システムを統一する。２、合併前に情報通信基盤（ネットワーク）の整備を図る。」としてご提案しております。 電算システム関係につきましては、住民サービスの提供や行政運営に欠かせないものがあります。今後進めてまいります電算システムやネットワークの構築についての方針をご協議願うものでござ

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	います。 会議付属資料（その２）の３８ページをお開きください。 調整方針（案）につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。 ２市２町の現況でございますが、電算組織の管理運用については、各市町に導入されておりますシステム、いわゆる機器、ハードもソフトもまちまちでございます。同じソフトのように見えても、市町ごとに使いやすいようにプログラムを修正するなど、運用の方法も異なっております。各市町で取り扱っております主な業務は、電子計算組織の概要のところにお示ししておりますとおりでございます。ほぼ同様の業務がございますが、これらにつきましても、データや帳票等の統一などの調整が必要になってまいります。したがって、調整方針といたしましては、「住民サービスの低下を招かないよう、合併時に電算システムを統一する。」というふうにいたしております。 次に、情報通信基盤（ネットワーク）の整備でございますが、各市町単位ではそれぞれネットワークを構築しておりますが、各市町における公共施設への接続状況や情報格差是正対策に違いがございます。合併に当たりましては、ネットワークにつきましても、住民サービスの低下を招かないよう各公共施設間のネットワークを良好な形で構築する必要があるとございます。調整方針（案）といたしましては、「合併前に情報通信基盤（ネットワーク）の整備を図る。」といたしております。 なお、３９ページには先例地の事例をお示ししておりますので、ご参照ください。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	以上、ご説明いたしました。ご協議のほどよろしくお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第18号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	特段ないようではありますが、協議第18号「各種事務事業（電算システム関係）の取扱い」については、次回の合併協議会まで継続協議とさせていただきます。 ありがとうございました。 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。 委員の皆様のご協力に感謝申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
真鍋局長	どうも長時間にわたりましてお疲れ様でございました。 それでは、次第の4になりますが、次回第7回会議の開催日時についてご報告をさせていただきます。 お手元の会議資料の33ページに載っておりますが、第7回会議の開催日程は、5月23日金曜日午後1時30分から、丹原町文化会館小ホールで予定をいたしておりますので、ご出席方、よろしくお願いを申し上げます。 それでは、これをもちまして、第6回会議を終了させていただきますと思います。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	長時間ありがとうございました。